第80回 定時株主総会 招集ご通知

日　時

平成28年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始時間午前9時）

場　所

東京都中野区中野四丁目10番1号
中野セントラルパーク イースト
栗田工業株式会社 10階会場（末尾案内図ご参照）

議決権行使についてのご案内

55ページ記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

目　次

第80回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 3
連結計算書類 …… 31
計算書類 …… 34
監査報告書 …… 37
株主総会参考書類 …… 41
第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役11名選任の件
第3号議案　監査役2名選任の件
第4号議案　補欠の監査役1名選任の件
第5号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

栗田工業株式会社
証券コード：6370

証券コード 6370

平成28年6月9日

株　主　各　位

東京都中野区中野四丁目10番1号
栗田工業株式会社
代表取締役社長　　門 田 道 也

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
また、この度の平成28年熊本地震により被災されました皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

　さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットのいずれかの方法により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、55～56ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、平成28年6月28日（火曜日）午後5時15分までに当社に到着するよう、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　平成28年6月29日（水曜日）午前10時

2．場　　所　東京都中野区中野四丁目10番1号
中野セントラルパーク イースト
栗田工業株式会社　10階会場（末尾案内図ご参照）

3．目　的　事　項

報 告 事 項　1．第80期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第80期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案　剰余金処分の件

第2号議案　取締役11名選任の件

第3号議案　監査役2名選任の件

第4号議案　補欠の監査役1名選任の件

第5号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

4．その他株主総会招集に関する決定事項

議決権行使書面およびインターネットによる行使が重複した場合について

当社に最後に到達したものを有効といたします。

ただし、議決権行使書面とインターネット行使が同日に到着した場合は、インターネット行使を有効といたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、議決権を行使することができる株主以外の方（株主ではない代理人および同伴者の方など）は、ご入場になれません。

◎連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表は、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://ir.kurita.co.jp/ir_event/shareholder_meeting/）に掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。

◎当社は、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://ir.kurita.co.jp/ir_event/shareholder_meeting/）に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（平成27年4月　1日から
平成28年3月31日まで）

1．当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当期における世界経済は、中国をはじめとするアジアの新興諸国の成長減速や原油価格の下落などにより、景気の先行きが不透明な状況で推移しましたが、米国および欧州において雇用環境が改善するなど景気の回復傾向が続き、総じて緩やかに成長しました。

国内経済は、企業収益は堅調であったものの、個人消費は力強さを欠き、輸出の伸び悩みや年度後半の円高などで企業の設備投資判断にも慎重な姿勢がみられるなど、景気回復は足踏み状態となりました。

当社グループを取り巻く市場環境は、国内においては、製造業の生産活動は概ね横ばいとなりましたが、設備投資は好調な企業収益を背景に一部に持ち直しの動きがみられました。一方、海外においては、東アジア・東南アジアで水処理需要が伸びました。

このようななか、当社グループは3ヵ年の中期経営計画「CK-17」（Competitive Kurita 2017）をスタートさせました。この中期経営計画で当社グループは、グローバル競争を勝ち抜く強い企業グループへの進化を目指してまいります。初年度である平成27年度は、海外事業の拡大と原価管理の徹底による収益性の改善に注力いたしました。

海外事業の拡大については、欧州でBK Giulini GmbHの水処理薬品事業等買収により新たに当社グループの一員となったクリタ･ヨーロッパ APW GmbH（以下、同社の中国子会社等を含め「KEAGグループ」という）と協働し、競争優位性のある商品を相互供給するなど、早期のシナジー発揮に向けた取り組みを進めました。アジアにおいては、韓国で海外現地資本向けでは初となる超純水供給事業を開始いたしました。

収益性の改善については、営業と生産部門の連携を強化し、工事案件毎の原価管理の徹底に努めたことで、一定の成果を得ることができました。また、競争力のある商品・サービスの創出に向けて、水処理薬品、水処理装置、メンテナンス・サービスの3つの事業ノウハウを結集させた新たなサービスを市場に投入するなど、環境負荷低減、省エネルギー、生産性の向上など顧客の課題解決に貢献する提案営業に注力いたしました。

その結果、当期の受注高は221,273百万円（前期比22.1%増）、売上高は214,372百万円（前期比13.2%増）となりました。

利益につきましては、買収事業の取得原価の当初配分額の見直しによる一時的な費用の増加、マイナス金利の影響による割引率変更に伴う退職給付費用の増加やKEAGグループの新規連結に伴うのれんおよび技術関連資産の償却費計上があったものの、原価率の改善により、営業利益は微増の19,833百万円（前期比2.0%増）、経常利益は20,439百万円（前期比7.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12,577百万円（前期比20.5%増）となりました。

	当社グループ	栗田工業株式会社
受注高	221,273百万円(前期比 22.1%増)	126,604百万円(前期比 15.2%増)
売上高	214,372百万円(前期比 13.2%増)	119,507百万円(前期比　0.1%減)
営業利益	19,833百万円(前期比　2.0%増)	13,224百万円(前期比　5.6%減)
経常利益	20,439百万円(前期比　7.9%増)	18,770百万円(前期比　9.4%増)
親会社株主に帰属する当期純利益／当期純利益	12,577百万円(前期比 20.5%増)	13,552百万円(前期比 24.8%増)

(2) 当社グループの事業別の状況

水処理薬品事業

CK-17計画において水処理薬品事業は、国内市場における収益基盤を再構築するとともに、海外市場におけるシェアを拡大し、日本・アジア・欧州・北南米地域での世界四極体制の構築を目指しています。

国内では、主力商品の既存顧客維持と新規顧客の開拓を強化するとともに、土木などの有望市場へコスト競争力のある新商品・新技術の展開や、センシング技術、データ解析、ITを活用した課題解決提案によりシェアの拡大を図りました。海外においては、欧州における事業基盤の整備やKEAGグループとのシナジー発揮に取り組みました。

新商品として、ボイラ市場向けにコスト競争力の高い逆浸透膜（RO）給水ユニットと、スケール防止および除去の効果を持つ「ドリームポリマー®」を配合した薬品に最新のセンシング技術を組み合わせることで、ボイラの省エネルギー、省コスト、安定稼働を実現する水処理パッケージサービス「テレマックNEO™」の販売を開始しました。

受注高・売上高につきましては、国内では、排水処理薬品や石油精製・石油化学向けプロセス薬品は増加しましたが、顧客の工場操業度の回復が緩やかであったことにより、国内全体の受注高・売上高は横ばいとなりました。海外では、中国や東南アジアを中心に新規顧客の開拓が進んだことに加え、KEAGグループを新規に連結したことにより、受注高・売上高ともに大幅な増加となりました。

一方、利益につきましては、買収事業の取得原価の当初配分額の見直しによる一時的な費用増加やKEAGグループの新規連結に伴うのれんおよび技術関連資産の償却費計上により、減益となりました。

この結果、水処理薬品事業全体の受注高は83,440百万円（前期比40.6%増）、売上高は83,680百万円（前期比39.5%増）、営業利益は6,467百万円（前期比17.9%減）となりました。

水処理装置事業

CK-17計画において水処理装置事業は、収益・コスト構造を見直し、将来にわたり安定収益を確保できる体制をつくりあげること、そして収益の柱となる新たなビジネスモデルを創出し、事業を持続的に成長させていくことを目指しています。

国内では、営業と生産部門が一体となり、顧客の工場全体の課題を解決する提案や契約ビジネスを推進するとともに、海外では、案件の初期段階から営業と生産部門の連携を強化し、原価管理を徹底し、収益性の改善を図りました。

新商品として、生ごみ・紙ごみ・食品廃棄物・汚泥などの多様な有機性廃棄物から発酵に適した物だけを分離してメタン発酵させ、精製したバイオガスはエネルギー源として、発酵残渣はたい肥として利用できる「乾式メタン発酵システム」を開発し、販売を開始しました。

受注高・売上高につきましては、国内では、電子産業分野で、スマートフォン向け電子部品工場の高い稼働率を背景に、水処理装置とメンテナンス・サービスが増加しました。超純水供給事業では、新規契約案件の収益計上がありましたが、一部案件に契約期間満了があり、全体では受注高・売上高はやや減少となりました。一般産業分野では、廃棄物を再資源化する乾式メタン発酵システム、食品産業向けの排水処理装置の受注により、水処理装置の受注高は増加しましたが、工事進捗の遅れなどにより売上高は減少しました。メンテナンス・サービスは、前年度好調だった更新・改造案件の反動減の影響があったものの、顧客の課題解決に貢献する提案営業に注力したことにより、受注高・売上高ともに増加となりました。電力分野向けは受注高・売上高ともに増加しました。土壌浄化は、受注高は減少しましたが、売上高は前年度に受注した案件の売上計上により増加しました。海外では、中国、台湾および韓国の電子産業分野で大型案件を中心に受注高は大幅に増加しました。売上高は大型案件の売上計上一巡により減少しました。

一方、利益につきましては、営業、設計、工事部門の連携を強化し、海外における不採算案件の縮小や国内における増収により、原価率が改善し、増益となりました。

この結果、水処理装置事業全体の受注高は137,832百万円（前期比13.0%増）、売上高は130,692百万円（前期比1.0%増）、営業利益は13,366百万円（前期比15.6%増）となりました。

【当社グループの事業別受注高・売上高】

事業	受注高		売上高	
	金額	前期比	金額	前期比
水処理薬品事業	83,440百万円	40.6%増	83,680百万円	39.5%増
水処理装置事業	137,832百万円	13.0%増	130,692百万円	1.0%増
合計	221,273百万円	22.1%増	214,372百万円	13.2%増

【当社の事業別受注高・売上高】

事業	受注高		売上高	
	金額	前期比	金額	前期比
水処理薬品事業	37,190百万円	1.7%増	37,580百万円	2.7%増
水処理装置事業	89,413百万円	21.9%増	81,927百万円	1.3%減
合計	126,604百万円	15.2%増	119,507百万円	0.1%減
上記のうち輸出	14,292百万円	97.3%増	10,660百万円	9.0%減

(3) 設備投資の状況

当社グループは、総額18,818百万円（前期比10,329百万円増）の設備投資を行いました。

内訳といたしましては、水処理薬品事業においては、薬品製造工場の設備更新などに1,951百万円（前期比582百万円増）の設備投資を行い、水処理装置事業においては、国内や韓国の超純水供給事業用設備の新設・増設などに、16,867百万円（前期比9,747百万円増）の設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

当社グループにおいては、該当事項はありません。

(5) 損益および財産の状況の推移

【当社グループ】

	区分	第77期 平成24年度	第78期 平成25年度	第79期 平成26年度	第80期 平成27年度
損益の状況	受注高	186,741百万円	173,463百万円	181,282百万円	221,273百万円
	売上高	180,143百万円	178,137百万円	189,398百万円	214,372百万円
	経常利益	22,046百万円	16,072百万円	18,934百万円	20,439百万円
	親会社株主に帰属する当期純利益	11,476百万円	9,352百万円	10,434百万円	12,577百万円
	1株当たり当期純利益	92.43円	78.48円	87.81円	108.24円
財産の状況	総資産額	263,580百万円	274,925百万円	294,492百万円	298,107百万円
	純資産額	209,118百万円	219,153百万円	223,478百万円	228,964百万円
	1株当たり純資産額	1,744.41円	1,826.84円	1,907.80円	1,961.30円
会社数	連結子会社	37社	36社	43社	45社
	持分法適用会社	3社	5社	6社	5社

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
4. 第79期の総資産額は、平成27年3月期第4四半期において行った企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、遡及修正しております。

第77期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

経済は、世界経済の減速を背景に厳しい状況で推移しました。当社グループの市場環境は、国内においては一段と厳しい状況となりました。海外においても厳しい状況となりました。その結果、前期比で受注高5.3%減、売上高7.0%減、当期純利益30.7%減となりました。

第78期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

当期の世界経済は、堅調な米国経済を背景に緩やかに回復し、また、国内においても円安傾向の継続、株価上昇が進み、順調な回復を示しました。一方、当社グループの市場環境は厳しく、国内においては顧客の低調な設備投資の影響を受け、海外においては電子産業分野における原価率の悪化や、販売費・一般管理費の増加により、減収減益となりました。その結果、前期比で受注高7.1％減、売上高1.1％減、当期純利益18.5%減となりました。

第79期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

当期の世界経済は、中国・アジアの新興諸国の成長が減速するなか、米国経済の着実な回復に伴い総じて緩やかな成長となり、国内においても、円安傾向の継続や原油価格の低下を背景に、緩やかな回復となりました。当社グループの市場環境は、国内においては製造業の生産活動と設備投資が低調に推移したものの、海外においては、東アジア・東南アジアで水処理需要が伸びました。その結果、前期比で受注高4.5％増、売上高6.3％増、当期純利益11.6%増となりました。

第80期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

前記「1．当社グループの現況に関する事項（1）事業の経過および成果」に記載したとおりです。

【当社】

	区分	第77期 平成24年度	第78期 平成25年度	第79期 平成26年度	第80期 平成27年度
損益の状況	受注高	127,128百万円	104,060百万円	109,912百万円	126,604百万円
	売上高	120,557百万円	111,515百万円	119,571百万円	119,507百万円
	経常利益	19,486百万円	13,454百万円	17,150百万円	18,770百万円
	当期純利益	10,942百万円	8,779百万円	10,856百万円	13,552百万円
	1株当たり当期純利益	88.13円	73.68円	91.36円	116.63円
財産の状況	総資産額	230,145百万円	235,157百万円	242,502百万円	252,606百万円
	純資産額	185,334百万円	192,771百万円	197,109百万円	205,590百万円
	1株当たり純資産額	1,555.28円	1,617.71円	1,691.38円	1,769.33円

（注）1．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2．1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは「“水”を究め、自然と人間が調和した豊かな環境を創造する」を企業理念とし、企業ビジョン「水と環境の先進的マネジメント企業」の実現を目指して事業活動を展開しています。

また、平成27年5月に施行された改正会社法や同年6月に適用開始されたコーポレートガバナンス・コードを受け、「コーポレートガバナンスに関する方針」を定め、経営の実効性・効率性を高め、中長期的に企業価値の向上を目指し、取締役会等の役割の見直しを含む広範な改革を行っています。株主・投資家をはじめとする、すべてのステークホルダーの皆様には、会社の経営方針や経営状況などを従来に増して、適正かつ迅速に情報開示を行い、より透明性の高い経営の実現を目指してまいります。

平成27年度から開始した3ヵ年の中期経営計画「CK-17」(Competitive Kurita 2017)では、「顧客に高い付加価値を提供するため、あらゆる仕事を基本から見直す」を基本方針に、持続的な成長に向け、「収益性の改善」「海外事業の拡大」および「グループの総合力発揮」の3つの課題に取り組んでいます。

初年度である平成27年度は、水処理薬品事業では、事業買収により欧州における事業基盤を整備・拡大しました。また、水処理装置事業においては、海外案件を中心にプロジェクト毎の原価管理を徹底した結果、不採算案件は縮小し、収益性の改善に一定の成果を得ることができました。

しかし、当社グループを取り巻く環境の変化は激しく、グローバル競争を勝ち抜くためには、従来以上のスピードで技術・商品開発、事業構造・基盤の変革・整備、人材の育成を進めていく必要があると考えます。

CK-17計画の中間年度となる平成28年度は、初年度の取り組みをさらに強化し、残された課題の解決に向け、迅速に以下の重点施策を実施します。

1) 水処理装置事業における収益・コスト構造の変革

事業分野毎に収益・コスト構造を見直し、改善すべき点を明確にします。販売面では、市場・顧客のニーズを捉え、競合優位性を見極めたうえで、注力する市場・顧客を明確にし、高い付加価値を提供できる案件に集中して取り組みます。生産面では、見積り段階における原価積算の精度向上と受注後のプロジェクト毎の原価管理を徹底するとともに、日本・東アジア・東南アジアにおける生産体制を見直し、経営資源の再配分により生産コストの削減を図ります。

2) 水処理薬品事業におけるグローバルシナジーの拡大と北米事業基盤の整備

欧州事業買収シナジーをグローバルに拡大していきます。当社、クリタ・ヨーロッパ GmbH(以下、「KEG」という)および、その他当社グループ会社間で戦略商品の相互供給を行い、日本・欧州・アジアその他地域における販売を強化します。さらに、当社とKEGの研究開発力を融合し、グローバルで競争力のある新商品の市場への投入を目指します。

日本・アジア・欧州・北南米地域での世界四極体制の構築を目指し、北米は業務提携、株式買収、事業買収等のM&Aにより、事業基盤の獲得・整備を図ります。

注）平成28年4月1日に、クリタ・ヨーロッパ GmbHとクリタ・ヨーロッパ APW GmbHを合併し、合併後の社名はクリタ・ヨーロッパ GmbHといたしました。上記KEGは合併後の社名を指しています。

3）競争力ある商品・サービスの開発と提案型ビジネスの推進

成長市場を見極め、市場・顧客のニーズを的確に捉えた競争力のある商品・サービスを開発し、市場へ投入します。

環境負荷低減、エネルギー削減を提案・実現する超純水供給事業を国内外で積極的に展開していきます。テレマーケティング機能を活用、顧客ニーズを先取りし、競争力のある技術・商品に独自のセンシング技術により把握した水処理データの解析を組み合わせ、迅速かつ最適なソリューションを顧客に提案するビジネスを推進していきます。

4）グローバル人材の育成

日本本社、海外グループ会社間での技術研修や人材交流を進め、グローバル人材を育成していきます。海外グループ会社のコア人材を把握し、現地スタッフを経営幹部へ登用するなど、グローバル競争を勝ち抜くための人材を育成する仕組みを構築していきます。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは創業以来、「水と環境」に関するさまざまな事業活動を通して、産業、社会の発展と環境保全に貢献してまいりました。

当社グループの各事業における主要な製品は次のとおりです。

事　　業	主　　要　　製　　品
水処理薬品事業	ボイラ薬品、冷却水薬品、空調関係水処理薬品、 石油精製・石油化学向けプロセス薬品、紙・パルプ向けプロセス薬品、 鉄鋼向けプロセス薬品、船舶関連水処理薬品、排水処理薬品、 汚泥脱水処理薬品、土木建築関連処理薬品、ダイオキシン処理薬品、 重金属固定剤、逆浸透膜処理薬品、薬注装置、イオン交換樹脂、 メンテナンス・サービス、水質分析
水処理装置事業	超純水製造装置、医薬用水製造装置、純水装置、復水脱塩装置、ろ過装置、 純水装置・排水処理装置・各種水処理装置の規格型商品、 電子・鉄鋼・石油精製・石油化学・電力・紙・パルプ・医薬品・食品など 各種産業の用水・排水処理装置、排水回収装置、 工業用高性能液体クロマトグラフィー装置、資源化装置、 海水淡水化装置、プール関連設備、イオン交換樹脂、逆浸透膜、限外ろ過膜、 半導体製造プロセス向け装置、浄水器、超純水供給、 メンテナンス・サービス、精密洗浄、化学洗浄、 水処理施設の運転・維持管理、土壌・地下水浄化、家庭用飲料水

(8) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

当　社	本　社	東京都中野区中野四丁目10番1号
	大阪支社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目2番22号
	支　店	東北支店（宮城県仙台市青葉区）
		名古屋支店（愛知県名古屋市中区）
		広島支店（広島県広島市中区）
		九州支店（福岡県福岡市博多区）
	生産・研究開発施設	静岡事業所（静岡県榛原郡吉田町）
		敦賀事業所（福井県敦賀市）
		山口事業所（山口県山口市）
		豊浦事業所（山口県下関市）
		クリタ開発センター（栃木県下都賀郡野木町）
子会社	国　内	クリタ・ケミカル製造株式会社（茨城県ほか）
		株式会社クリタス（東京都、大阪府ほか）
		クリテックサービス株式会社（大阪府ほか）
		栗田エンジニアリング株式会社（大阪府ほか）
	海　外	韓水テクニカルサービス株式会社(韓国)
		栗田工業（大連）有限公司(中国)
		栗田水処理新材料（江陰）有限公司（中国）
		栗田工業（蘇州）水処理有限公司（中国）
		クリタ（シンガポール）Pte. Ltd.（シンガポール）
		クリタ・ヨーロッパ APW GmbH（ドイツ）
		クリタ・ヨーロッパ GmbH（ドイツ）
		クリタ・ド・ブラジル Ltda.（ブラジル）
		クリタ・アメリカ Inc.（アメリカ）

（注）1. 上記のほか、当社の営業所として31営業所（台湾営業所およびマレーシア営業所を含む）があります。
2. 平成28年4月1日に、クリタ・ヨーロッパ APW GmbHとクリタ・ヨーロッパ GmbHを合併し、合併後の社名はクリタ・ヨーロッパ GmbHといたしました。

(9) 重要な子会社の状況（平成28年3月31日現在）

会　　社　　名	資　本　金	出 資 比 率	主　要　な　事　業　内　容
クリタ・ヨーロッパ APW GmbH	20百万ﾕｰﾛ	100%	水処理薬品の製造・販売
栗田水処理新材料（江陰）有限公司	16百万米ﾄﾞﾙ	100%	水処理薬品の製造・販売
韓水テクニカルサービス株式会社	15,400百万ｳｫﾝ	100%	水処理装置の製造・販売 水処理施設の運転・維持管理
株式会社クリタス	220百万円	100%	水処理施設の運転・維持管理
栗田エンジニアリング株式会社	160百万円	100%	化学洗浄
クリテックサービス株式会社	50百万円	100%	精密洗浄
クリタ・ケミカル製造株式会社	50百万円	100%	水処理薬品の製造

（注）クリタ・ヨーロッパ APW GmbHは、平成28年4月1日付でクリタ・ヨーロッパ GmbHと合併し、合併後の社名はクリタ・ヨーロッパ GmbHといたしました。

(10) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

【当社グループ】

従業員数	前期末比増減
5,481人	259人増

【当社】

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,528人	1人増	41.7歳	16年8ヶ月

（11）コーポレートガバナンスの体制

当社は、平成27年10月1日に株式会社東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス･コードへの対応として「コーポレートガバナンスに関する方針」を制定いたしました。

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コーポレートガバナンス･コードの原則すべてを実施し、コードに対応したコーポレートガバナンスの確立に努めてまいります。当方針は、定期的（少なくとも1年に1回）または必要に応じて見直しを行い、取締役会決議により改定してまいります。

基本的な考え方

当社および連結子会社（以下、「クリタグループ」という）は、「”水”を究め、自然と人間が調和した豊かな環境を創造する」という企業理念のもと、水と環境の分野における事業活動を通じて広く社会に貢献することを目指しています。顧客、取引先、従業員、株主、地域社会といったさまざまなステークホルダーの権利や立場を尊重しその期待に応えながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていきます。このために、クリタグループは透明・公正かつ迅速・果断な意思決定ならびに実効性の高い経営の監督の実現を目的として、コーポレートガバナンスの確立に努めていきます。

基本方針

1）株主の権利・平等性の確保

クリタグループは、株主が株主総会議決権等の権利を適切に行使することができる環境の整備に努めるとともに、少数株主や外国人株主を含む株主の権利の実質的な平等性を確保するために、株主の権利行使に必要な情報を適時、適確に提供します。

2）株主以外のステークホルダーとの適切な協働

クリタグループは、法令および社会倫理遵守を全ての企業活動の前提とし、サステナビリティー（持続可能性）をめぐる課題に適切に対応しながら、取締役会のリーダーシップのもとで顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な協働に努めます。

3）適切な情報開示と透明性の確保

クリタグループは、監査役会、監査役、および会計監査人が監査を適正に行うことができる環境を整備します。また、会社法および金融商品取引法等の情報開示に係る関係法令ならびに株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に従って情報開示を行うほか、株主のクリタグループに対する理解促進に有効と思われる財政状態および経営成績等の財務情報ならびに経営戦略および資本効率に関する方針等の情報について積極的かつ公平に開示します。

4）取締役会および監査役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を果たし、企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善を図るために、企業戦略の方向付け、重要な業務執行の決定、経営全般に対する監督、適切なリスクテイクを支える内部統制およびリスク管理等の強化を行います。

監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を果たし、独立した客観的な立場から適切な監査を行い意見を表明します。

5）株主との対話

クリタグループは、「株主を尊重した経営」を経営指針の一つとして掲げ、株主に対し適時・適切に情報提供するとともに株主との建設的な対話に努めます。

なお、詳細は、下記の当社ホームページを通じて社外に開示しております。
（http://www.kurita.co.jp/aboutus/csr_governance_detail.html）

当社のコーポレートガバナンス体制および概要図

当社は、監査役設置会社であり、取締役の人数は3名以上とし、そのうち2名以上を社外取締役で構成することで取締役会の独立性・客観性を確保しております。取締役会は、企業理念のもと当社グループの持続的な成長に資する戦略的な方向付けを行い、重要な業務執行を決定します。経営会議は、取締役会がより高度な意思決定を行うことを支援するため、取締役会からの権限委譲を受けて業務執行を行っています。

取締役の報酬および取締役・監査役候補者の指名にあたっては、決定プロセスの透明性を高めるため、社外取締役および社外監査役を中心メンバーとする指名・報酬諮問会議を新設しています。

また、会社の経営課題解決を推進する全社横断の組織としてコンプライアンス委員会・各種委員会を設置しています。

監査役は、人数を3名以上とし、その過半数を社外監査役としております。各監査役は監査役会で定めた監査方針や監査計画等に基づき監査役監査を実施するとともに、取締役会のほか、経営会議およびコンプライアンス委員会などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

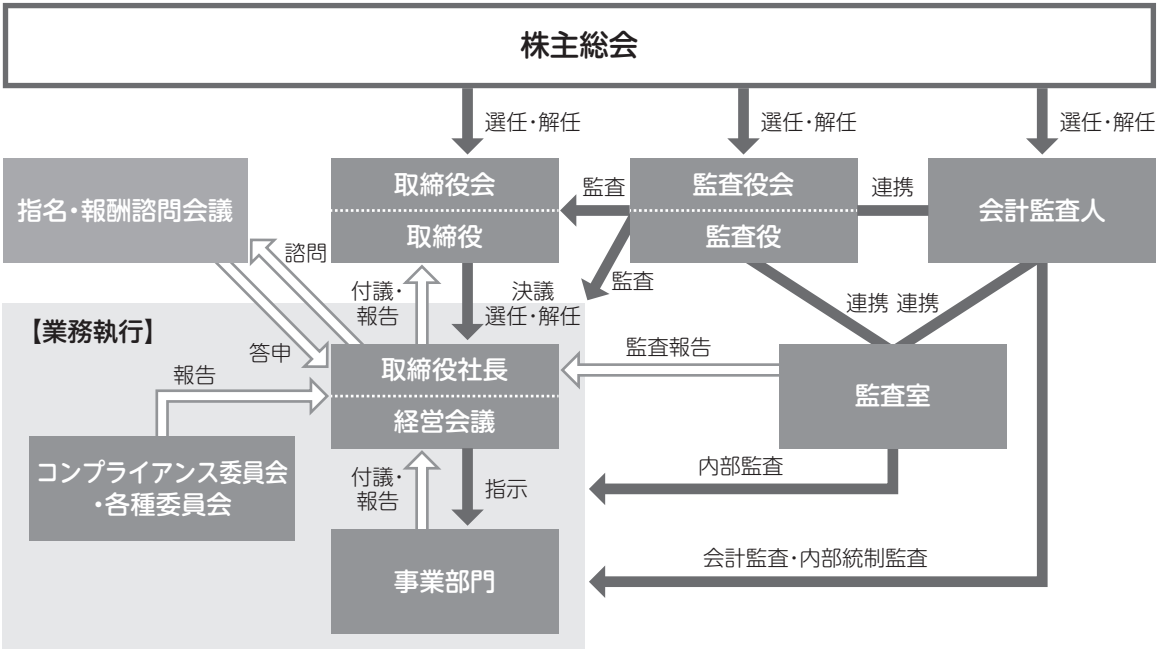

2．当社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数　531,000,000株

（2）発行済株式の総数　119,164,594株（自己株式2,967,674株を含みます）

（3）当期末株主数　27,039名

（4）上位10名の株主

株　主　名	持　株　数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,151千株	5.29%
日本生命保険相互会社	5,979千株	5.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,382千株	2.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,877千株	2.47%
東京海上日動火災保険株式会社	2,155千株	1.85%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,056千株	1.77%
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE - HSD00	1,785千株	1.53%
ビーエヌワイエムエル　ノン　トリーテイー　アカウント	1,784千株	1.53%
ノーザン　トラスト　カンパニー　エイブイエフシー リ　ユーエス　タックス　エグゼンプテド　ペンション　ファンズ	1,737千株	1.49%
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE - SSD00	1,737千株	1.49%

（注）1．上記の表には当社保有の自己株式を除いております。
　　2．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出しております。

3．会社役員（当社）に関する事項（平成28年3月31日現在）

（1）取締役および監査役の氏名等

氏　　名	地　　位	担当および重要な兼職の状況
中　井　稔　之	代表取締役 取締役社長	
梶　井　　馨	代表取締役 専務取締役	プラント事業本部長
飯　岡　光　一	常務取締役	ケミカル事業本部長
伊　藤　　潔	常務取締役	経営企画室長
名　村　生　人	取締役	開発本部長
黒　川　洋　一	取締役	プラント事業本部副事業本部長
兒　玉　利　隆	取締役	プラント事業本部プラント部門長
山　田　義　夫	取締役	ケミカル事業本部営業第二部門長
門　田　道　也	取締役	管理本部長
中　村　清　次	取締役（社外取締役）	
森　脇　亞　人	取締役（社外取締役）	
葛　生　知　明	常勤監査役（社外監査役）	
林　　史　郎	常勤監査役	
宇　多　民　夫	監査役（社外監査役）	宇多法律事務所　弁護士

（注）1. 平成27年6月26日開催の第79回定時株主総会において、森脇亞人氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 平成27年6月26日付にて、梶井　馨氏は代表取締役専務取締役に就任いたしました。
3. 取締役　中村清次および森脇亞人の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役　葛生知明および宇多民夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役　葛生知明氏は、当社監査役に就任するまで33年間伊藤忠商事株式会社において財務経理業務を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成28年4月1日付で取締役の地位および担当を以下のとおり変更しております。

氏　　名	地　　位	担当および重要な兼職の状況
中　井　稔　之	取締役会長	
門　田　道　也	代表取締役 取締役社長	
飯　岡　光　一	代表取締役 専務取締役	ケミカル事業本部長
伊　藤　　潔	常務取締役	管理本部長

氏　　名	地　　位	担当および重要な兼職の状況
名　村　生　人	常　務　取　締　役	開発本部長
兒　玉　利　隆	常　務　取　締　役	プラント事業本部長
山　田　義　夫	取　　締　　役	ケミカル事業本部営業第一部門長
梶　井　　馨	取　　締　　役	社長付
黒　川　洋　一	取　　締　　役	非常勤 株式会社クリタス代表取締役社長

7. 独立役員として次の各氏を株式会社東京証券取引所に届け出ております。
　取　締　役　中　村　清　次
　取　締　役　森　脇　亞　人
　監　査　役　葛　生　知　明
　監　査　役　宇　多　民　夫

(2) 当期に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等　の　額
取　締　役	11名(社外取締役2名を含む)	397百万円
監　査　役	3名(社外監査役2名を含む)	79百万円
社外役員	4名	69百万円

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
2. 上記のほか、平成20年6月27日開催の第72回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を決議しており、当期末における今後の打切り支給予定額は、取締役1名に対し17百万円、監査役1名に対し13百万円、合計額31百万円であり、全額を貸借対照表上の固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

1) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	地　　位	主　な　活　動　状　況
中　村　清　次	社外取締役	当期に開催された取締役会11回のすべて(出席率100%)に出席しております。 他業種の上場企業の代表取締役や金融政策決定に係る要職を歴任した経験と知見を踏まえて、主に業績達成や経営課題への取り組みを中心に、客観的な立場から積極的に質問し、意見を述べております。
森　脇　亞　人	社外取締役	平成27年6月26日開催の第79回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会9回のすべて（出席率100%）に出席しております。 他業種の上場企業の代表取締役を歴任するとともに「ものづくり」や「企業改革」の経験と知見に基づき、議案の審議や報告事項の確認の全般にわたり、積極的に質問し、意見を述べております。
葛　生　知　明	社外監査役	当期に開催された取締役会11回および監査役会11回のすべて(出席率各100%)に出席しております。 常勤監査役として日常の監査を行うとともに、取締役会、監査役会の他重要な会議では、財務、会計の専門的な観点などから意見を述べております。
宇　多　民　夫	社外監査役	当期に開催された取締役会11回および監査役会11回のすべて(出席率各100%)に出席しております。 主に弁護士としての専門的な観点から、意見を述べております。

2) 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 中村清次、森脇亞人および社外監査役 宇多民夫の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく定款の定めにより、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する額としております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支　　払　　額
当社の当期に係る報酬等の額	49百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

（注）1. 「当社の当期に係る報酬等の額」に記載の支払額は、当社と会計監査人との監査契約に基づいた額であります。なお、本支払額は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額とを明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、それらの合計額となっております。

2. 「当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」には、非監査業務として申請書および証明書の作成業務が含まれております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度の監査実績の評価、職務遂行状況ならびに報酬見積りの算定根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意しております。

4. 当社の重要な子会社のうち、クリタ・ヨーロッパ APW GmbH、栗田水処理新材料（江陰）有限公司および韓水テクニカルサービス株式会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制ならびに独立性および専門性などを評価し、職務の執行に支障があると認められる場合など、その必要性があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築に関する基本方針

（1）取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1）当社および連結子会社（以下、「グループ会社」という）は、経営指針のひとつに「社会倫理に従い法令を遵守し、すべての事業活動の場を通じて、株主・顧客・社員・地域社会・取引先と透明で公正な関係を築いていきます」を定め、法令遵守および社会倫理遵守を企業活動の前提とする。また、本経営指針に基づき、「倫理行動規範、倫理行動実践のための基本原則およびコンプライアンスガイドライン」を定め、日々の事業活動において法令遵守および社会倫理遵守を実践することを徹底する。さらに当社およびグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求には断固として応じないことを徹底する。

2）当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置すると同時に、同代表取締役を委員長とし、グループ会社の代表者を委員とするグループコンプライアンス委員会を設置する。本委員会において、コンプライアンス活動に関する活動方針・重点施策を定め、各本部・事業本部およびグループ会社の部門委員会を通じて、全社員に展開する。また、活動状況および活動結果を定期的に取締役会に報告し、継続的にレベルアップを図っていく。本委員会委員長は、コンプライアンスに関する重大な問題、疑義が生じたと判断した場合、速やかに代表取締役社長に報告すると同時に是正措置、再発防止策を立案・実施する。代表取締役社長、もしくは本委員会委員長は、それらの状況について、適宜取締役会および監査役会に報告する。

3）代表取締役社長直轄の監査室を設置し、コンプライアンス活動に関する事項を含めた内部監査を実施する。

4）法令上疑義のある行為等に関して、当社およびグループ会社の社員が直接情報提供を行う仕組みとして、公益通報者保護規程を定め、併せてコンプライアンス相談室を設置する。また、公益通報窓口の運用状況は定期的に取締役会に報告し、当社およびグループ会社の経営の公正性、透明性の確保に努める。

5）当社は、当社およびグループ会社の財務報告を適正に行うため、金融商品取引法に則った「内部統制報告制度」を整備し、運用する。本制度の運用におけるモニタリング、改善勧告および改善支援は、監査室を責任部署として実施する。
なお、「当社内の業務プロセス統制」、「連結子会社の全社的な視点からの財務報告プロセス統制」に関するモニタリング、改善勧告・改善支援については、管理本部財務経理部がその一部を担うこととする。

6）当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定められているコーポレートガバナンス・コードに対応するため、「コーポレートガバナンスに関する方針」を定め、当社およびグループ会社の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定ならびに実効性の高い経営の監督の実現を目的としてコーポレートガバナンスを強化する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会で決議した文書規程および機密情報管理規程に基づき、文書または電磁的媒体により記録し、保存する。取締役および監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）当社およびグループ会社に係わるリスクの監視およびリスクマネジメントの推進は、経営企画室長を担当役員として行う。経営企画室長は、当社およびグループ会社のリスクの分析・評価を定期的に行うとともに、監視を継続し、その発生防止に努める。また、経営に重大な影響を及ぼすリスクが発生した場合は、経営企画室長が対応の責任者と体制を立案し、代表取締役社長の承認を得て直ちに発令する。当該責任者は、速やかに対策を実行するとともに、リスクによる影響、是正の状況および再発防止策について、代表取締役社長および経営企画室長に報告する。

2）重大なリスクの内、コンプライアンスに関するものはコンプライアンス委員会委員長を、安全衛生および災害に関するものは本部安全衛生委員会委員長を責任者とする。また、日常的な事業活動に直結したリスクへの対応は、各事業本部長を責任者として実施する。その他、品質、環境、情報セキュリティおよび輸出規制等日常的リスクへの対応は、それぞれの担当部署が実施する。

3）経営企画室長、各委員会委員長、各事業本部長および本部長は、リスクマネジメントおよびコンプライアンス活動の推進状況を定期的に取締役会に報告するとともに、重大なリスクの発生、結果に関して適宜、取締役会および監査役会に報告する。

4）リスクマネジメントの実施状況、改善状況のモニタリングは、監査室を責任部署として実施する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理体制・仕組みにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

1）取締役会は、取締役および執行役員への委嘱業務、組織の責任者（部門長、支社・支店長以上の管理職）を定める。

2）取締役会は、長期ビジョン、中期経営計画および単年度事業計画を策定し、組織毎の目標・方針・重点施策を定める。また、当社およびグループ会社の目標に対する月次・四半期での業績管理を行う。

3）取締役会での決議を補完する意思決定の仕組みとして、経営会議および決裁・審査規程に基づく、決裁申請制度を設定する。

4）経営会議は、意思決定を行うとともに、取締役会および経営会議での決議を迅速、かつ円滑に行うため、必要に応じて取締役会および経営会議の決議事項の審査を行う。経営会議は、代表取締役社長、常務以上の取締役、経営企画室長および代表取締役社長が指名する取締役・執行役員で構成し、原則月2回、必要に応じて臨時で開催する。また、経営会議では、当社およびグループ会社の経営に係わる事項の審議を行うとともに、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックし、乖離に対する是正を各担当取締役および執行役員に指示する。また、監査役は、経営会議に出席することができる。

5）決裁・審査規程の制定、改廃は、取締役会で決議する。また、取締役および執行役員の日常業務を効率的に行うため、決裁・審査規程に準じる内規を定め、運用する。

（5）当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

次の体制・仕組みにより、当社およびグループ会社における経営および業務の執行の適正化を図る。

1）当社およびグループ会社は、統一の策定大綱に基づく、中期経営計画および単年度事業計画を定める。

2）グループ会社における経営全般の管理は、経営企画室が行う。また、グループ会社毎に、当社の担当役員および主管部門を定め、中期経営計画、単年度事業計画に基づく業績の達成状況およびリスクマネジメントの状況を定期的に把握するとともに、指導を行う。

3）グループ会社毎に、取締役会を設置するとともに、当社より（非常勤）取締役および（非常勤）監査役を派遣し、経営、業績、決算およびリスクの監視を行う。また、グループとしての意思決定が必要な場合は、当社の経営会議で審議するとともに、当社の取締役会、経営会議、もしくは当社の決裁・審査規程別表「7．国内・海外関連企業に関する事項」に基づき意思決定を行う。

4）グループ会社のコンプライアンスに関する取組みについては、本基本方針第1条第2項に記載のグループコンプライアンス委員会において方針を定め、具体策を実行する。また、グループとしての財務報告の信頼性を確保する体制に関しては、第1条第5項に記載の取組みの中で検討し、整備を図っていく。

5）グループ会社は、経営、営業、製造、リスクマネジメント等の状況を月次または四半期等、定期的に当社へ報告する。

（6）監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1）当社の監査役会は、専任の補助者を設置することができる。専任の補助者を設置しない場合は、監査役は必要に応じて監査室所属の特定の社員に対して監査業務の補助を行うよう指示することができる。

2）前項の指示により監査役会の監査業務の補助を行う社員は、その範囲において取締役から独立して補助の職務を行う。また、当該社員の人事異動・人事評価等については、監査役の意見を尊重する。

3）監査役会の監査業務を補助する社員は、監査役に同行して、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場に参加することができる。

（7）当社およびグループ会社の取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

1）当社の取締役および社員が適正に業務を執行していることが定期的に確認できるよう、監査役は取締役会への出席義務を有するとともに、経営会議およびコンプライアンス委員会等に出席できる。

2）当社の監査役は、文書規程、機密情報管理規程およびその他規程の定めにかかわらず、監査業務に必要な資料等を常時閲覧できる。

3）当社の取締役は、業務執行に関する重要事項について、取締役会、その他重要会議等を通じて適宜監査役または監査役会に報告する。

4）当社の社員、グループ会社の取締役、監査役および社員は、法令および規程が定める事項に加え、コンプライアンス違反案件、係争案件、重大なリスクの発生、会計・決算に関する事項等について、当社の各主管部署に対して報告する。当該部署は、当社の社員、グループ会社の取締役および社員から受けた報告内容を必要に応じて監査役または監査役会に対して報告する。また、監査役の求めに応じて必要な報告を行う。

5）当社は、前項に基づき、当社の各主管部署や監査役または監査役会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびグループ会社の取締役および社員に周知徹底する。

（8）その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保する体制

1）監査役または監査役会と代表取締役社長との間で、定期的な意見交換会を開催する。

2）監査役会は、会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する基準を定め会計監査人候補者を指名する。当社およびグループ会社は会計監査人が高品質な監査を行うことができるように十分な監査時間を確保する。監査役、監査室および会計監査人は、相互に監査計画の確認および懸念事項を共有し、連携を図る。

3）監査役または監査役会は、必要に応じて監査室および会計監査人と協議、意見交換を行う。

4）監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。但し、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当社に請求することができる。

なお、基本方針は、取締役会決議による変更の都度、当社ホームページを通じて社外に開示しております。
（http://www.kurita.co.jp/aboutus/internal_control.html）

内部統制システムの運用状況の概要

（1）取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス委員会は、コンプライアンス活動に関する活動方針・重点施策を定め、委員長メッセージとともに、各本部・事業本部およびグループ会社の部門委員会を通じて、全社員への展開・浸透を図っています。一例として倫理行動規範の浸透・実践を徹底するため、当社および国内グループ会社の全ての役員・従業員・派遣社員に倫理行動規範が記載されたカードを配布し、社員証とともに日常的に携帯・確認できるようにしています。

② 当社およびグループ会社は、取引基本契約書を締結する際に、当該取引先に反社会的勢力と関係がない旨を書面にて受け、反社会的勢力と関係がないことを確認しています。

③ コンプライアンス委員会は原則月1回、グループコンプライアンス委員会は年1回開催し、重点施策の進捗状況や問題点の確認を行っています。

④ 当社およびグループ会社は、コンプライアンスのアンケート調査を年1回実施しています。調査結果から改善状況を確認するとともに、問題点を抽出し、次年度の活動方針に反映させています。

⑤ 当社およびグループ会社は、公益通報者保護規程を定め、相談窓口および社外機関を活用した通報窓口を設置し内部通報制度を運用しています。国内会社での運用に加え、平成28年4月から海外グループ会社にも展開し、グループ全社にて運用を開始しました。

⑥ 当社は、代表取締役社長の直轄組織として監査室を設置し、コンプライアンス活動に関する事項を含めた内部監査の充実を図っています。

⑦ 財務報告に係る内部統制については、監査室の専任チームが年度計画に従い、全社的内部統制・業務プロセス統制・決算財務報告プロセス統制・IT統制についてモニタリングを実施し、その一部は管理本部財務経理部が担っています。また、各統制が有効であることを確認しています。

⑧ 当社は、コーポレートガバナンス・コードへの対応として、「コーポレートガバナンスに関する方針」を制定し、当社およびグループ会社の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定ならびに実効性の高い経営の監督の実現を目的として、コーポレートガバナンスの強化を図っています。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当該情報は、文書規程および機密情報管理規程に基づき、正本を管理本部総務部が耐火金庫に保管し、副本は経営企画室が施錠つきの書庫にて厳重に管理しています。また、閲覧については規程に基づき、許可された者が所定の手続きを取って閲覧することとしています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社およびグループ会社は、地震・災害等の全社的な対応が必要な「全社リスク」と日々の業務に直結した「ビジネスリスク」に分けたリスクマネジメント体制を取っており、リスクの発生要因、リスク発生により生じる影響とその大きさ、重要性を評価するリスクマップを年1回見直し、未然防止の施策により発生防止に努めるとともに、万が一発生した場合の対応策を定め、不測の事態に対応できる準備をしています。

② 重大なリスクのうち、コンプライアンスに関するものはコンプライアンス委員会委員長を、安全衛生および災害に関するものは本部安全衛生委員会委員長を責任者としています。また、日常的な事業活動に直結したリスクへの対応は、各事業本部長を責任者として実施しています。その他、品質、環境、情報セキュリテイおよび輸出規制等日常的リスクへの対応は、それぞれの担当部署が実施しています。

③ リスクマネジメントおよびコンプライアンス活動の推進状況は、定期的に取締役会に報告するとともに、重大なリスクの発生、結果に関しては適宜、取締役会および監査役会に報告しています。

④ リスクマネジメントの実施状況、改善状況のモニタリングは、監査室を責任部署として実施しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会の監督機能を高めるとともに、取締役会がより全社的な取り組みに集中した審議および確認が行えるよう、平成27年10月より経営会議に権限委譲する範囲を拡大し、意思決定機能および審査機能の一部を持たせ、業務執行のスピードアップを図っています。

② 経営会議は、取締役会からの権限委譲を受けて業務執行を行っています。経営会議のメンバーは代表取締役社長、常務以上の取締役、経営企画室長および代表取締役社長が指名する取締役・執行役員で構成され、原則月2回、必要に応じて臨時で開催しています。監査役は、経営会議に出席することができます。

(5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社およびグループ会社は、統一の策定大綱に基づく中期経営計画および単年度の事業計画を定め、当社代表取締役は毎年グループ各社と経営計画検討会を開き、事業年度の総括と次年度の計画を決定しています。グループ会社における経営全般の管理は経営企画室が行っています。

② グループ会社のコンプライアンスやリスク管理については、グループコンプライアンス委員会やグループ安全衛生委員会等を通して、定期的に状況の把握と必要な指導を行っています。

③ 監査役は監査役会で定めた監査方針や監査計画等に基づき、当社およびグループ会社への監査を実施しています。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役会は専任の補助者を設置していませんが、監査役が十分な監査を実施できるよう、監査室長が監査役会事務局として監査業務の補助を行っているほか、監査役は必要に応じて監査室所属の特定の社員に対し、監査業務の補助を指示できます。

(7) 当社およびグループ会社の取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

① 各監査役は、取締役会のほか、経営会議およびコンプライアンス委員会などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

② 当社の取締役は、業務執行に関する重要事項について、取締役会、その他重要会議等を通じて適宜監査役または監査役会に報告しています。

③ 当社の社員、グループ会社の取締役および社員は、法令および規程が定める事項に加え、コンプライアンス違反案件、係争案件、重大なリスクの発生、会計・決算に関する事項等について、当社の主管部署に対して報告をしています。当該部署は、当社の社員、グループ会社の取締役および社員から受けた報告内容を必要に応じて監査役または監査役会に対して報告しています。また、監査役の求めに応じて必要な報告を行っています。

④ 当社およびグループ会社は、緊急連絡を発動する事由を定め、緊急連絡網を作成し関係者に周知徹底しています。当該緊急連絡を発動する事由が発生した際には、迅速に経営企画室経由で監査役に第一報が入る体制を整えています。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保する体制

① 監査役は相互認識と信頼関係を深めるため、当社代表取締役社長と定期的な意見交換会を開催しています。

② 監査役は監査室と適宜協議、意見交換を行うとともに、会計監査人と相互の監査計画の確認や決算および監査結果の報告会等で定期的に意見交換をし、連携を図っています。

連結貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

区分	金額
［資産の部］	百万円
流動資産	**150,546**
現金・預金	58,374
受取手形	7,463
売掛金	63,552
有価証券	7,566
製品	3,130
仕掛品	3,690
原材料・貯蔵品	2,433
繰延税金資産	1,652
その他	2,866
貸倒引当金	△185
固定資産	**147,561**
有形固定資産	**78,388**
建物・構築物	15,931
機械装置・運搬具	32,439
土地	13,941
リース資産	5,099
建設仮勘定	8,586
その他	2,389
無形固定資産	**24,202**
のれん	15,114
ソフトウエア	1,722
その他	7,365
投資その他の資産	**44,970**
投資有価証券	34,324
関係会社株式	2,739
繰延税金資産	4,232
その他	3,879
貸倒引当金	△204
資産合計	**298,107**

区分	金額
［負債の部］	百万円
流動負債	**44,407**
支払手形	1,719
買掛金	21,060
未払金・未払費用	9,874
未払法人税等	3,705
賞与引当金	2,365
その他	5,682
固定負債	**24,735**
リース債務	4,763
再評価に係る繰延税金負債	1,119
退職給付に係る負債	15,467
その他	3,385
負債合計	**69,142**
［純資産の部］	
株主資本	**212,536**
資本金	**13,450**
資本剰余金	**10,993**
利益剰余金	**196,788**
自己株式	**△8,695**
その他の包括利益累計額	**15,360**
その他有価証券評価差額金	**16,061**
繰延ヘッジ損益	**398**
土地再評価差額金	**△380**
為替換算調整勘定	**△618**
退職給付に係る調整累計額	**△101**
非支配株主持分	**1,067**
純資産合計	**228,964**
負債・純資産合計	**298,107**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで）

区分	金額	
	百万円	百万円
売上高		**214,372**
売上原価		**143,964**
売上総利益		70,407
販売費・一般管理費		**50,574**
営業利益		**19,833**
営業外収益		
受取利息・配当金	710	
その他	727	1,438
営業外費用		
支払利息	276	
その他	555	832
経常利益		**20,439**
特別利益		
固定資産売却益		148
特別損失		
事業整理損		176
税金等調整前当期純利益		**20,411**
法人税・住民税・事業税		7,027
法人税等調整額		626
当期純利益		**12,757**
非支配株主に帰属する当期純利益		180
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,577**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	百万円 13,450	百万円 10,980	百万円 189,693	百万円 △7,705	百万円 206,419
当期中の変動額					
剰余金の配当			△5,469		△5,469
親会社株主に帰属する当期純利益			12,577		12,577
自己株式の取得				△990	△990
連結子会社持分の増減		12			12
その他			△13		△13
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）					
当期中の変動額合計	－	12	7,094	△990	6,117
当期末残高	13,450	10,993	196,788	△8,695	212,536

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	百万円 14,768	百万円 66	百万円 △442	百万円 1,510	百万円 8	百万円 15,911	百万円 1,147	百万円 223,478
当期中の変動額								
剰余金の配当								△5,469
親会社株主に帰属する当期純利益								12,577
自己株式の取得								△990
連結子会社持分の増減								12
その他								△13
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	1,293	332	62	△2,129	△109	△551	△79	△630
当期中の変動額合計	1,293	332	62	△2,129	△109	△551	△79	5,486
当期末残高	16,061	398	△380	△618	△101	15,360	1,067	228,964

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

区分	金額
［資産の部］	百万円
流動資産	**101,001**
現金・預金	40,521
受取手形	4,941
売掛金	39,900
有価証券	7,000
製品	537
仕掛品	2,199
原材料	253
短期貸付金	2,231
繰延税金資産	1,036
その他	2,380
貸倒引当金	△1
固定資産	**151,605**
有形固定資産	**63,876**
建物・構築物	11,965
機械装置・運搬具	25,792
土地	12,041
リース資産	5,001
建設仮勘定	8,250
その他	825
無形固定資産	**5,060**
ソフトウエア	1,451
その他	3,608
投資その他の資産	**82,668**
投資有価証券	34,221
関係会社株式	8,112
関係会社出資金	21,834
長期貸付金	14,150
繰延税金資産	2,616
その他	1,828
貸倒引当金	△96
資産合計	**252,606**

区分	金額
［負債の部］	百万円
流動負債	**29,487**
買掛金	14,101
未払金・未払費用	5,809
未払法人税等	2,661
預り金	3,592
賞与引当金	1,135
その他	2,186
固定負債	**17,528**
リース債務	4,698
再評価に係る繰延税金負債	1,119
退職給付引当金	10,139
その他	1,572
負債合計	**47,016**
［純資産の部］	
株主資本	**189,946**
資本金	**13,450**
資本剰余金	**11,426**
資本準備金	11,426
利益剰余金	**173,764**
利益準備金	2,919
その他利益剰余金	170,845
固定資産圧縮積立金	1,223
別途積立金	155,980
繰越利益剰余金	13,642
自己株式	**△8,695**
評価・換算差額等	**15,644**
その他有価証券評価差額金	**16,024**
土地再評価差額金	**△380**
純資産合計	**205,590**
負債・純資産合計	**252,606**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで）

区分	金額	
	百万円	百万円
売上高		**119,507**
売上原価		**80,794**
売上総利益		38,712
販売費・一般管理費		**25,488**
営業利益		**13,224**
営業外収益		
受取利息・配当金	3,860	
その他	2,754	6,615
営業外費用		
支払利息	115	
その他	954	1,069
経常利益		**18,770**
特別利益		
固定資産売却益		136
税引前当期純利益		**18,907**
法人税・住民税・事業税	5,185	
法人税等調整額	169	5,354
当期純利益		**13,552**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	百万円 13,450	百万円 11,426	百万円 2,919	百万円 1,207	百万円 150,980	百万円 10,574	百万円 165,681
当期中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				△29		29	－
固定資産圧縮積立金の積立				44		△44	－
別途積立金の取崩					5,000	△5,000	－
剰余金の配当						△5,469	△5,469
当期純利益						13,552	13,552
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）							
当期中の変動額合計	－	－	－	15	5,000	3,068	8,083
当期末残高	13,450	11,426	2,919	1,223	155,980	13,642	173,764

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	百万円 △7,705	百万円 182,853	百万円 14,699	百万円 △442	百万円 14,256	百万円 197,109
当期中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
固定資産圧縮積立金の積立		－				－
別途積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△5,469				△5,469
当期純利益		13,552				13,552
自己株式の取得	△990	△990				△990
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）			1,325	62	1,387	1,387
当期中の変動額合計	△990	7,093	1,325	62	1,387	8,480
当期末残高	△8,695	189,946	16,024	△380	15,644	205,590

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

栗田工業株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　桐川　聡㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新井達哉㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西村健太㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、栗田工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、栗田工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

栗田工業株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　桐川　聡㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新井達哉㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西村健太㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、栗田工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第８０期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本報告書を作成し、以下のとおり報告します。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、内部統制システム（財務報告に係る内部統制を含む）及びリスクマネジメント体制の構築及び運用の状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

⑴　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

⑵　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑶　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において全社的な内部統制は有効に機能しており、業務プロセスに係る内部統制も開示すべき重要な不備がない旨の報告を太陽有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月30日

栗田工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 葛 生 知 明㊞

常勤監査役 林 史 郎㊞

社外監査役 宇 多 民 夫㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

１．期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への安定配当の継続を基本方針としております。連結配当性向は、30％から50％を目安とし、毎年の業績推移に柔軟に対応するため直近5年間通算での連結配当性向により判断して、増配を継続し株主還元に努めたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援・ご期待にお応えするため、次のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金24円　　総額2,788,726,080円

期末配当金につきましては1株につき1円増配の24円としております。

なお、中間配当金として1株につき1円増配の24円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり48円、連結配当性向は44.3％となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

⑴　増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　8,000,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　8,000,000,000円

第２号議案　取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役11名全員が任期満了となることから、取締役11名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、前任の取締役社長（現 中井取締役会長）は、候補者について平成28年2月度取締役会で審議する際、あらかじめ指名・報酬諮問会議に諮問し、妥当である旨の答申を得ております。

候補者番号	氏名	地位	委嘱業務	取締役会出席回数
1	再任 中井稔之（なかい としゆき）	取締役会長	－	11回/11回
2	再任 門田道也（かどた みちや）	代表取締役 取締役社長	－	11回/11回
3	再任 飯岡光一（いいおか こういち）	代表取締役 専務取締役	ケミカル事業本部長	11回/11回
4	再任 伊藤潔（いとう きよし）	常務取締役	管理本部長	11回/11回
5	再任 名村生人（なむら たかひと）	常務取締役	開発本部長	11回/11回
6	再任 兒玉利隆（こだま としたか）	常務取締役	プラント事業本部長	11回/11回
7	再任 山田義夫（やまだ よしお）	取締役	ケミカル事業本部 営業第一部門長	11回/11回
8	新任 石丸育生（いしまる いくお）	執行役員	プラント事業本部 グローバル品質部門長	－
9	新任 江尻裕彦（えじり ひろひこ）	執行役員	経営企画室長	－
10	再任 中村清次（なかむら せいじ） 社外取締役候補者　独立役員	社外取締役	－	11回/11回
11	再任 森脇亞人（もりわき つぐと） 社外取締役候補者　独立役員	社外取締役	－	9回/9回

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	中井稔之（なかい としゆき） （昭和29年8月1日生） 【再任】	昭和54年 4月　当社入社 平成15年 6月　経営企画室企画部長 平成17年 6月　当社取締役 平成18年 4月　経営企画室長 平成19年 6月　プラント事業本部装置第二部門長 平成21年 6月　当社取締役退任 平成21年 6月　栗田エンジニアリング株式会社　代表取締役社長 平成23年 6月　当社代表取締役社長 平成28年 4月　当社取締役会長（現任）	38,300株
	取締役候補者とした理由 同氏は、水処理装置事業の営業部門を中心として、経営企画、事業部門責任者、国内外のグループ会社代表者等の要職を歴任した後、平成23年6月から平成28年3月まで当社代表取締役社長として当社グループの企業体質改善および企業価値の向上に努めてまいりました。当社グループの経営をあらゆる面で熟知し、取締役会の実効性向上に向けリーダーシップを発揮できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
2	門田道也（かどた みちや） （昭和34年2月16日生） 【再任】	昭和58年 4月　当社入社 平成18年 4月　経営企画室業務革新部長 平成20年 4月　監査室長 平成24年 4月　管理本部財務経理部長 平成25年 6月　当社執行役員 平成26年 6月　当社取締役 平成26年 6月　管理本部長 平成28年 4月　当社代表取締役社長（現任）	3,800株
	取締役候補者とした理由 同氏は、財務経理等の内務部門を中心とした経歴を持ち、平成26年6月から平成28年3月まで当社取締役として管理部門を統括するとともに、欧州の買収事業の統合を短期間でやり遂げており、平成28年4月から当社代表取締役社長を務めております。当社グループの企業体質改善および企業価値の向上に強いリーダーシップを発揮できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	飯岡光一（いいおか こういち） （昭和28年3月5日生） 【再任】	昭和50年 4月　当社入社 平成10年 1月　水処理事業部石油プロジェクトグループリーダー 平成15年 4月　カスタマー・サービス事業本部 ケミカル第一事業部営業一部長 平成17年 6月　当社執行役員 平成17年 6月　カスタマー・サービス事業本部 ケミカル第一事業部長 平成19年 6月　当社取締役 平成21年 6月　プラント第一営業本部水処理部門長 平成23年 6月　当社取締役退任 平成23年 6月　クリテックサービス株式会社　代表取締役社長 平成25年 6月　当社常務取締役 平成25年 6月　ケミカル事業本部長（現任） 平成28年 4月　当社代表取締役専務取締役（現任）	18,900株
	取締役候補者とした理由 同氏は、水処理薬品事業の営業部門を中心として、事業部門責任者、国内外のグループ会社代表者等の要職を歴任した後、平成25年6月から3年間当社常務取締役として水処理薬品事業を統括しております。買収により欧州での水処理薬品事業を飛躍的に拡大した実績があり、海外事業、水処理薬品事業の一層の拡大に強いリーダーシップを発揮できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
4	伊藤潔（いとう きよし） （昭和31年3月8日生） 【再任】	昭和54年 4月　当社入社 平成12年 4月　管理本部法務部長 平成15年 6月　管理本部人事厚生部長 平成19年 6月　当社執行役員 平成21年 6月　当社取締役 平成21年 6月　管理本部長 平成25年 6月　当社常務取締役（現任） 平成25年 6月　経営企画室長 平成28年 4月　管理本部長（現任）	23,600株
	取締役候補者とした理由 同氏は、人事、法務等の内務部門の要職を歴任した後、平成25年6月から3年間当社常務取締役として当社グループの企業体質改善および企業価値の向上に努めております。その知識・経験を活かし、当社グループのリスクマネジメント、コーポレートガバナンスの強化を図ることができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	名村生人（な むら たか ひと） （昭和28年11月27日生） 【再任】	昭和52年 4月　当社入社 平成12年 1月　水処理事業部広島支店水処理営業部長 平成20年 4月　ケミカル事業本部第三部門大阪営業部長 平成21年 4月　当社執行役員 平成21年 4月　ケミカル事業本部第三部門長 平成23年 6月　当社取締役 平成24年 4月　ケミカル事業本部営業第一部門長 平成26年 6月　開発本部長（現任） 平成28年 4月　当社常務取締役（現任）	11,500株
	取締役候補者とした理由 同氏は、水処理薬品事業の営業部門の要職を歴任し平成23年6月から当社取締役、平成26年6月から2年間は研究開発部門を統括し、当社グループの競争力を高める新商品・新技術の開発を推進しております。豊富な営業経験を活かし、市場ニーズに適合した新商品・新技術により、当社グループの競争力向上を図ることができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
6	兒玉利隆（こ だま とし たか） （昭和30年2月3日生） 【再任】	昭和52年 4月　当社入社 平成12年 4月　環境事業部環境営業一部長 平成21年 1月　栗田超純水設備（上海）有限公司 董事長（総経理） 平成21年12月　プラント第二営業本部水供給部門水供給部長 平成23年 4月　当社執行役員 平成23年 4月　プラント事業本部水処理装置部門長 平成24年 4月　プラント事業本部長付（中国統括） 平成25年 6月　プラント事業本部海外部門長 平成26年 6月　当社取締役 平成26年 6月　プラント事業本部国内第一部門長 兼　水供給部門長 平成27年 4月　プラント事業本部プラント部門長 平成28年 4月　当社常務取締役（現任） 平成28年 4月　プラント事業本部長（現任）	5,000株
	取締役候補者とした理由 同氏は、水処理装置事業の営業部門を中心として、国外グループ会社代表者等の要職を歴任し、平成26年6月から当社取締役として水処理装置事業の事業部門責任者を務め、平成28年4月から当社常務取締役として水処理装置事業を統括しております。その経験・知識を活かし、水処理装置事業の拡大を図ることができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	山田義夫（やまだ よしお） （昭和33年6月18日生） 【再任】	昭和57年 4月　当社入社 平成16年 4月　カスタマー・サービス事業本部 ケミカル第一事業部紙パプロジェクト グループリーダー 平成22年 4月　ケミカル事業本部第三部門名古屋営業部長 平成23年 6月　当社執行役員 平成23年 6月　ケミカル事業本部業務部長 平成25年 6月　ケミカル事業本部営業第二部門長 平成26年 6月　当社取締役（現任） 平成28年 4月　ケミカル事業本部営業第一部門長（現任）	6,900株
	取締役候補者とした理由 同氏は、水処理薬品事業の営業部門の要職を歴任し、平成26年6月から当社取締役として水処理薬品事業の事業部門責任者を務めております。その経験・知識を活かし、水処理薬品事業の拡大を図ることができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
8	石丸育生（いしまる いくお） （昭和36年8月27日生） 【新任】	昭和59年 4月　当社入社 平成17年 4月　生産本部生産管理三部長 平成25年 6月　当社執行役員（現任） 平成25年 6月　プラント生産本部エンジニアリング部門長 平成27年 4月　プラント事業本部グローバル品質部門長（現任）	2,300株
	取締役候補者とした理由 同氏は、水処理装置事業の設計部門の要職を歴任し、平成25年6月から当社執行役員として設計部門を統括しております。その経験・知識を活かし、水処理装置事業の品質向上、競争力向上を図ることができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
9	江尻裕彦（えじり ひろひこ） （昭和37年10月6日生） 【新任】	昭和60年 4月　当社入社 平成17年 4月　KURITA EUROPE GmbH 代表 平成23年 4月　ケミカル事業本部第二部門コンビナート営業部長 平成26年 4月　当社執行役員（現任） 平成26年 6月　ケミカル事業本部営業第一部門長 平成28年 4月　経営企画室長（現任）	2,800株
	取締役候補者とした理由 同氏は、水処理薬品事業の営業部門を中心として、国外グループ会社代表者等の要職を歴任し、平成26年4月から当社執行役員として水処理薬品事業の事業部門責任者、平成28年4月から経営企画室長を務めております。水処理薬品事業の海外事業拡大の実績を踏まえ、グループの企業体質改善、事業拡大にリーダーシップを発揮することができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および担当
ならびに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="3">10</td><td>中村清次（なかむらせいじ）
（昭和17年4月28日生）
【再任】
【社外取締役候補者】
【独立役員】</td><td>昭和40年 4月 大阪商船三井船舶株式会社
（現 株式会社商船三井）入社
平成 4年 6月 同社財務部長
平成 6年 6月 同社取締役
平成 6年 6月 同社経理部長
平成 7年 6月 同社企画部長
平成 8年 6月 同社常務取締役
平成10年 6月 同社代表取締役専務取締役
平成12年 6月 同社代表取締役副社長
平成15年 6月 商船三井フェリー株式会社 代表取締役社長
平成19年 4月 日本銀行政策委員会審議委員
平成24年 4月 同委員退任
平成25年 6月 当社取締役（現任）</td><td>5,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由
同氏は、当社の事業活動と異なる分野で活躍した人材であり、同氏の知識および代表取締役等を歴任された経験を当社の経営に反映させるため、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者に関する特記事項
・同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
・当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく定款の定めにより、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する額としております。本議案が承認可決され、同氏が再任した場合、引き続き同契約を継続する予定であります。
・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
11	森脇亞人（もりわきつぐと） （昭和18年9月10日生） 【再任】 【社外取締役候補者】 【独立役員】	昭和42年 4月　株式会社神戸製鋼所入社 平成 8年 6月　同社取締役 平成11年 6月　同社常務取締役 平成11年10月　コベルコ建機株式会社　代表取締役社長 平成14年 6月　株式会社神戸製鋼所　代表取締役副社長 平成16年 6月　神鋼商事株式会社　代表取締役社長 平成22年 6月　同社相談役 平成24年 6月　同社退任 平成27年 6月　当社取締役（現任）	1,600株
	社外取締役候補者とした理由 同氏は、経営者としての経験とともに、「もの作り」や「企業改革」への深い造詣を持つ人材であり、同氏の知識および経験を当社の経営に反映させるため、社外取締役候補者といたしました。		
	社外取締役候補者に関する特記事項 ・同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。 ・当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく定款の定めにより、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する額としております。本議案が承認可決され、同氏が再任した場合、引き続き同契約を締結する予定であります。 ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。		

（注）各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって現任監査役3名のうち葛生知明、林　史郎の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	林（はやし）　史郎（しろう） （昭和29年5月26日生） 【再任】	昭和52年 4月　当社入社 平成12年 4月　研究開発本部開発企画部長 平成13年 4月　研究開発本部知的財産部長 平成21年 6月　管理本部人事厚生部長 平成24年 4月　経営企画室業務革新部席 平成24年 6月　当社監査役（常勤）（現任）	5,300株
	監査役候補者とした理由 同氏は、研究開発部門、管理部門の要職を歴任後、平成24年6月から当社常勤監査役を務めております。技術、マネジメントに関する知識・経験が豊富なほか、海外駐在の経験も有しており、幅広い分野で実効性の高い監査が期待できる人材と判断し、監査役候補者といたしました。		
2	小林（こばやし）　賢次郎（けんじろう） （昭和28年10月1日生） 【新任】 【社外監査役候補者】 【独立役員】	昭和52年 4月　日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行 平成14年 4月　株式会社日本政策投資銀行　新規事業部長 平成16年 7月　CITIC Provident Management Ltd. マネージングダイレクター 平成18年 6月　ジョンソンディバーシー株式会社 執行役員経営戦略企画室　室長 平成19年 4月　同社執行役員経営戦略本部　本部長 平成20年 4月　横浜市　共創推進事業本部　担当部長 平成22年11月　ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社　代表取締役副社長 平成25年 5月　同社取締役（現任）	0株
	社外監査役候補者とした理由 同氏は、当社グループの事業と異なる分野で活躍してきた人材であり、財務、経営企画、新事業開発、M＆A等の高い専門性と豊富な国際経験を有しております。同氏の専門性、経験を当社の監査に反映させるため、社外監査役候補者といたしました。		
	社外監査役候補者に関する特記事項 ・同氏は、平成28年6月28日をもってジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の取締役を退任する予定であり、同社退任をもって兼職はありません。 ・同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。		

（注）各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　補欠の監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査役として辻　佳宏氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
辻（つじ）　佳（よし）　宏（ひろ） （昭和36年6月7日生） 【補欠の社外監査役候補者】	平成 6年 4月　弁護士登録 平成13年 6月　第一中央法律事務所　共同設立（現在に至る） 平成18年 6月　当社補欠監査役（現任） （重要な兼職の状況） 第一中央法律事務所　弁護士	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由 同氏は、弁護士としての専門的知見および豊富な企業法務の見識を有しており、当社の監査に反映させるため補欠の社外監査役候補者といたしました。		
補欠の社外監査役候補者に関する特記事項 ・同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、弁護士としての専門的知見および充分な企業法務の見識を有し、監査についても職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 ・同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。		

（注）候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

1.　提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、各取締役の役割分担、貢献度に応じた「年俸制」を採用しておりますが、当社グループの中長期の持続的な成長と企業価値向上への貢献意欲をさらに高めるため、新たに取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いするものです。

本制度は、実際の報酬額が株価の影響を受けることにより、取締役の業績達成への動機付けを強めるだけでなく、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することを目的としており、当社として本制度の導入は相当であるものと考えております。

本制度における取締役の報酬の額および内容につきましては、平成20年6月27日開催の第72回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額800百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与分は含みません。）とは別枠として、新たに株式報酬を取締役に対して支給することといたしたく存じます。

なお、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は9名となります。

2.　本制度における報酬の額・内容

（1）本制度の概要

本制度は、取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対し役位と業績に応じたポイントを付与し、取締役退任時に、累積付与ポイント数に相当する数の当社株式を交付するという、業績連動型株式報酬制度です。

本制度の導入にあたっては、当社が金銭を拠出することにより設定する役員向け株式交付信託（以下「本信託」といいます。）の仕組みを採用します。

（2）業績連動指標

付与ポイント数は、親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として連動させることとします。親会社株主に帰属する当期純利益は、事業年度の活動を通じて得られた最終の期間損益であり期間の企業価値向上に直結しているため当社グループ全体の企業価値向上と株主の皆様の利益最大化について責任を持つ取締役の報酬決定の指標としてふさわしいものと考えております。

（3）各取締役に付与されるポイントの算定方法

各取締役に付与されるポイント数は、1ポイントを当社株式1株とし、役員報酬内規に役位と親会社株主に帰属する当期純利益に応じて定めた金額を本信託による当社株式の取得価額で除した数とします。

ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度あたり80,000ポイントを上限とします。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本制度により取締役に交付するのに必要となる当社株式の取得資金として、本信託の期間中（5年間）に、金800百万円を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。

また、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を3年以内の期間を定めて都度延長することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要となる当社株式の追加取得資金として、その延長する信託期間の年数に金160百万円を乗じた金額を上限として本信託に金銭を追加拠出します。延長された本信託の期間内においては、前記(3)のポイント付与および後記(5)の当社株式の交付を継続するものとします。

ただし、本制度を廃止するなどによりポイント付与を継続しない場合には、本信託の期間満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 各取締役に対する当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数とします。ただし、当社株式について、株式分割・併合、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金した上で、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(6) 本信託の概要

① 名称：役員向け株式交付信託
② 委託者：当社
③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社（予定）
④ 受益者：当社取締役のうち受益者要件を満たす者
⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定（予定）
⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
⑦ 信託契約の締結日：平成28年8月（予定）
⑧ 金銭を信託する日：平成28年8月（予定）
⑨ 信託の期間：平成28年8月（予定）～平成33年8月（予定）

ア．本信託の仕組み

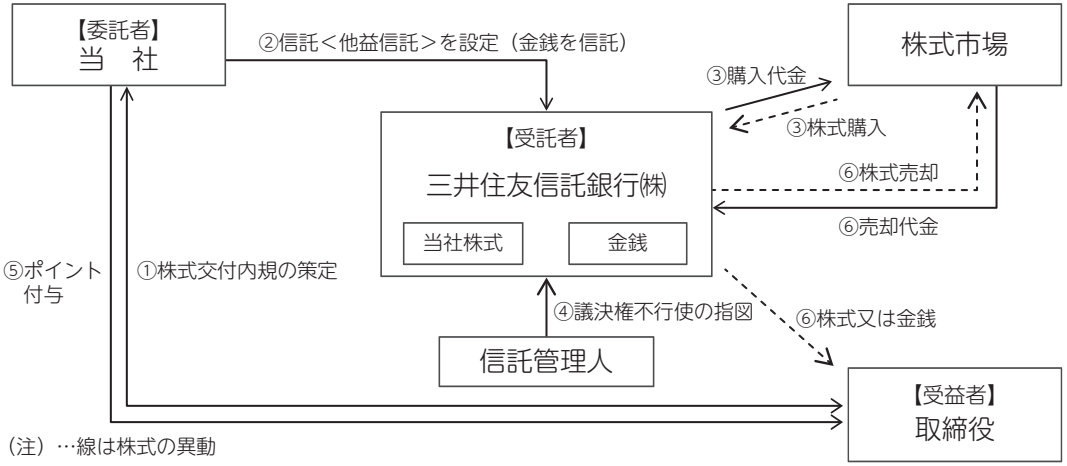

① 当社は取締役を対象とする株式交付内規を制定します。
② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して株式市場より取得します。
④ 信託期間を通じて株式交付内規の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
⑤ 株式交付内規に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
⑥ 株式交付内規および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント数相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付内規・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を株式市場にて売却し、金銭を交付します。

イ．本信託の設定

当社は、前記(5）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、後記エのとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

ウ．本信託の期間

本信託の期間は、平成28年8月（予定）から平成33年8月（予定）までの5年間とします。ただし、前記(4)のとおり、本信託の期間の延長を行うことがあります。

エ．本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本定時株主総会でご承認いただいた後に当社の取締役会で決議し、開示します。

なお、本信託の期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が本信託の期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記(4)の本定時株主総会でご承認いただいた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

オ．議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

カ．配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

キ．本信託の終了時の取扱い

本信託の終了時における本信託の一定の残余財産は、あらかじめ株式交付内規および信託契約に定めることにより、当社および当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附することを予定しております。

以　上

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の①、②、③の行使方法をご参照いただきご行使くださいますようお願い申しあげます。

①株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時
平成28年6月29日（水） **午前10時**

②郵　送

同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否を
ご記入いただきご返送ください。

行使期限
平成28年6月28日（火） **午後5時15分到着分まで**

③インターネット

当社指定の議決権行使サイト
http://www.web54.net
にて議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限
平成28年6月28日（火） **午後5時15分受付分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書　株主番号 00000000　議決権行使個数 0000000000 個

栗田工業株式会社 御中

私は、平成28年6月29日開催の貴社第85回定時株主総会（継続会または延会を含む）における議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

平成28年　6月　日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
賛否表示欄	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示が有ったものとして取り扱います。

栗田工業株式会社

00000000

＊ 0051400000000000100140　K1T－00000001#

議決権を重複して行使された場合、招集ご通知記載のとおり取り扱います。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

お願い

1. 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日午後5時15分までに返送するようご協力ください。
2. 賛否の表示をされない議案の賛否をつぶの場合、当社の取締役にご一任されるものとみなされる場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の賛否をご記入ください。
3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
4. 議決権をインターネットで行使される場合は、下に記載のウェブサイトに議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、平成28年6月28日午後5時15分までに投票ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

議決権行使ウェブサイト
http://www.web54.net

議決権行使コード
00000000000000000000

パスワード
00000000

栗田工業株式会社

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案　第4号議案　第5号議案

▷賛成の場合：**「賛」**の欄に○印を
▷反対の場合：**「否」**の欄に○印を

第2号議案　第3号議案

▷全員賛成の場合：**「賛」**の欄に○印を
▷全員反対の場合：**「否」**の欄に○印を
▷一部の候補者を反対される場合：**「賛」**の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を右枠内にご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえご利用いただきますようお願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

■議決権行使ウェブサイト　http://www.web54.net

2．議決権行使のお取扱いについて

■インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■議決権の行使期限は、株主総会開催日の前日の平成28年6月28日（火曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

■複数回、議決権行使をされた場合は、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

■インターネットと議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

■議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワードのお取扱いについて

■パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

■パスワードは株主様ご本人を認証する重要なものです。本株主総会終了まで大切に保管ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

4．システムに係わる条件について

インターネット環境	プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
ブラウザ	Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降
ソフトウェア	Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0 以降 または、Adobe® Reader® Ver.6.0 以降
画面解像度	横800×縦600ドット（SVGA）以上

※Internet Explorerはマイクロソフト社の、Acrobat® Reader®およびReader®はアドビシステムズ社の、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

■三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］0120－652－031（受付時間　9：00～21：00）

■その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

①　証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引のある証券会社あてにお問い合わせください。

②　証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］0120－782－031（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

メ　モ

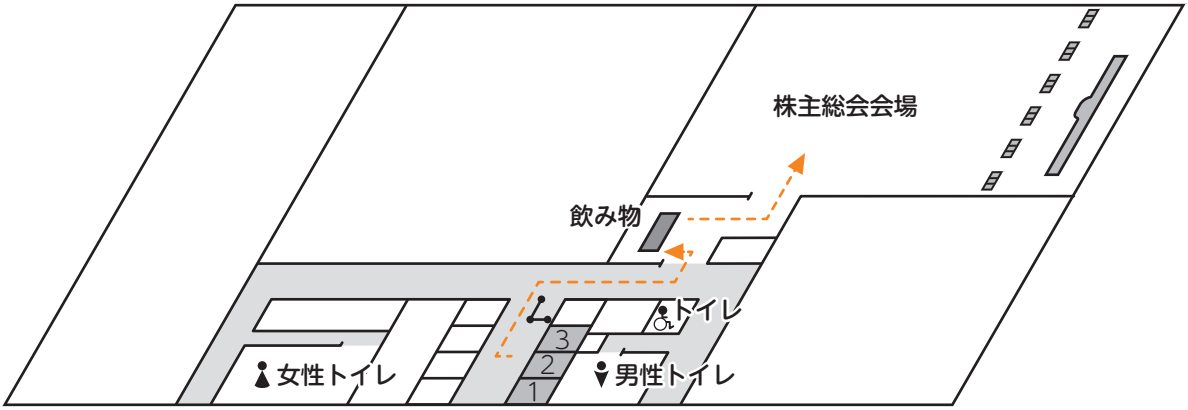

10階　フロア図（株主総会会場）

※会場内では係員がご案内いたしますので、前列からご着席くださいますようご協力をお願いいたします。

※会場内での写真撮影、録音、携帯電話のご使用はご遠慮くださいますようご協力をお願いいたします。

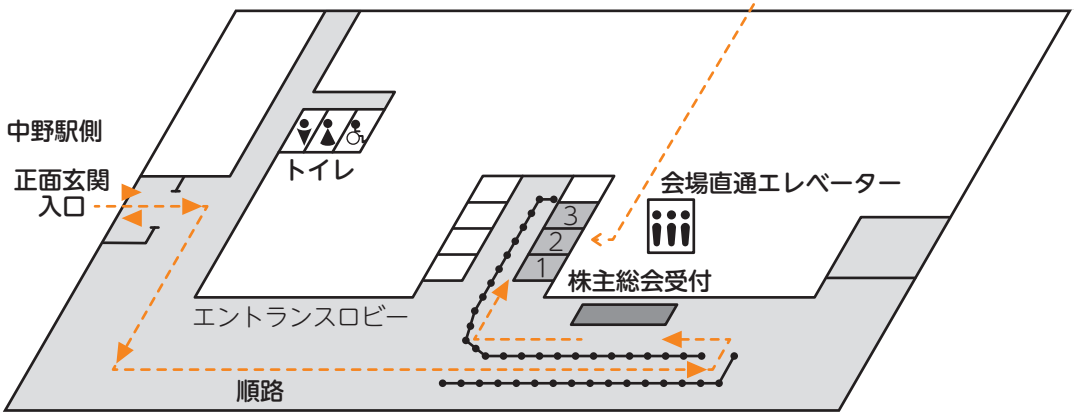

1階　フロア図（株主総会受付順路）

※1階で受付をされてから10階株主総会会場にお越しください。

※出席票は見えるようにご着用ください。

※喫煙場所は当ビルおよび10階会場にはございません。

株主総会会場ご案内図

会 場

中野セントラルパーク イースト　10階　当社会場
東京都中野区中野四丁目10番1号

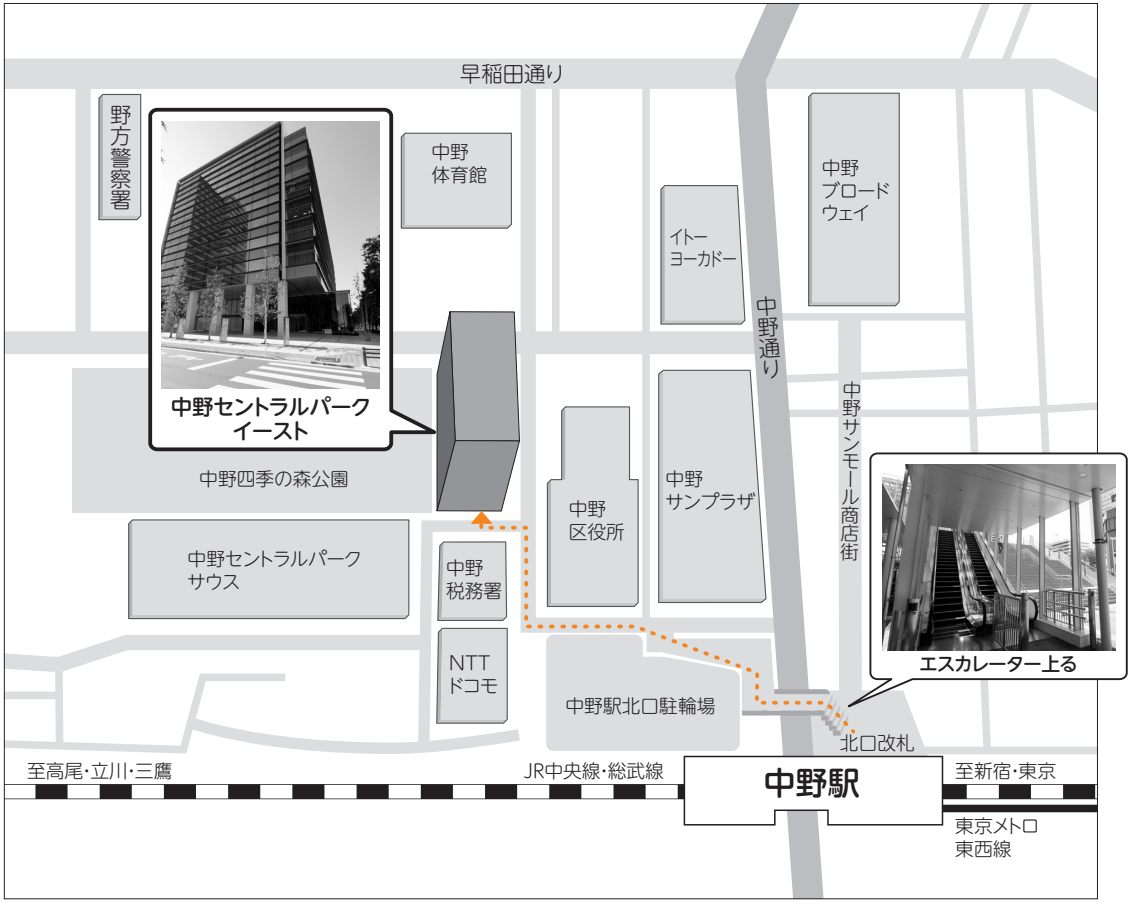

JR中央線・総武線、東京メトロ東西線
中野駅下車 北口より徒歩5分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

※受付は**午前9時**に開始いたします。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。